



日本消化器癌発生学会

NewsLetter

<http://www.j-sgc.org/>

2015 No.1

第26回日本消化器癌発生学会総会の 準備状況

第26回日本消化器癌発生学会総会会長を仰せつかり、大変光栄に存じております。会期は平成27年11月19日、20日の両日に、鳥取県米子市の米子全日空ホテルを会場に開催致します。今回のテーマは、「癌研究のフロンティアを拓く」としました。消化器は癌発生のメインサイトであり、本学会の研究成果が、癌研究のフロンティアを拓くのだという会員の皆様の意欲と矜持を、このテーマで表現させていただいたつもりです。

特別講演は、東京大学の間野博行先生と九州大学の中山敬一先生をお願いしました。間野先生は、肺癌の発見者で、肺癌治療を大きく変えた、わが国が誇る癌研究の第一人者です。消化器領域の研究者ではありませんが、彼の情熱あふれる講演を消化器癌の若手研究者に聞いて頂きたいと思い、お願いしました。中山先生は、細胞周期の詳細な研究から膨大なプロオミックス解析、さらにはシステムバイオロジーに研究を発展させられている我が国の癌研究の騎手です。

シンポジウムは5企画を予定しています。シンポジウムのテーマは、昨年の本学会の演題を領域と課題ごとに分類し、会員の最も興味ある課題をシンポジウムのテーマに取り上げました。多数の方々に楽しんでいただけると存じます。

シンポジウム1のテーマは、「消化器領域の腫瘍免疫研究の新展開」で、司会を鳥取大学の池口正英先生と岡山大学の藤原俊義先生、特別発言を九州大学の米満吉和先生をお願いしています。シンポジウム2のテーマは、「消化器癌のリスクファクター解析とバイオマーカー探索」で、司会を東京大学の瀬戸泰之先生と金沢大学の源利成先生、特別発言を聖マリアンナ医科大学の伊東文生先生をお願いしています。シンポジウム3のテーマは、「消化器癌のゲノム・エピゲノムの多様性：治療抵抗性の分子機構」で、司会を市立池田病院の篠村恭久先生、国際医療福祉大学の髙後裕先生、特別発言を金沢大学の太田哲生先生をお願いしました。シンポジウム4のテーマは、「消化器癌組織の微小環境の分子機構」で、司会を広島大学の安井弥先生、浜松医科大学の今野弘之先生、特別発言を鹿児島大学の夏越祥次先生をお願いして

います。理事長直轄プロジェクトのテーマは、「癌の浸潤・転移の新たなメカニズム」で、司会を九州大学別府病院の三森功士先生、九州大学の調憲先生、特別発言を大阪市立大学の平川弘聖先生をお願いしています。その他に、テクノロジーセミナーのテーマを「メタボロミクス解析の消化器癌研究への導入」とし、司会を鳥取大学の辻谷俊一先生をお願いしています。

今回、新たな企画として、11月22日(日)に、「消化器癌の予防と対策」をテーマに市民公開講座を開催します。現在、学会開催に向け、教室を挙げて鋭意準備中ですので、会員の皆様の多数のご参加をよろしくお願い申し上げます。



第26回日本消化器癌発生学会
会長 汐田 剛史
(鳥取大学大学院医学系研究科
遺伝子医療学部門)

目次

第26回日本消化器癌発生学会総会の 準備状況	1
第25回日本消化器癌発生学会総会、 第8回国際消化器癌発生学会報告	2
平成26年度日本消化器癌発生学会 理事会議事録	3～5
役員・評議員名簿	5～6
第45回胃外科・術後障害研究会のお知らせ／ 日本消化器癌発生学会ホームページご案内	7
一般社団法人化について	8～12
編集後記	12

第25回日本消化器癌発生学会総会、第8回国際消化器癌発生学会報告

「第25回日本消化器癌発生学会」、「第8回国際消化器癌発生学会」を2014年11月13日、14日の二日間にわたり、ホテル日航福岡にて開催させていただきました。本学会は私の前任の杉町圭蔵先生が発起人のひとりとして参加しておられ、研究会の発足当時から深い関わりがございました。福岡での開催は平成2年に当教室の杉町圭蔵教授(当時)が第2回の研究会を主催させていただいて以来、23年ぶりでした。また、今回は第8回国際消化器癌発生会議も併催させていただきました。

本会のテーマ「真理考究－Inquire into Scientific Integrity」のもと、本学会の特徴である質の高い基礎、臨床の壁を超えたディスカッションが繰り広げられ、国際的にも大きな成果がえられたと自負しております。

海外からは Christine Ann Iacobuzio-Donahue 先生 (Johns Hopkins Medical Institute, The Sol Goldman Pancreatic Cancer Research Center)、Curtis C. Harris 先生 (Laboratory of Human Carcinogenesis, Molecular Genetics & Carcinogenesis Sectin, National Cancer Center)、Hiroshi Nakagawa 先生 (Cell Culture Core Division of Gastroenterology, Department of Medicine, Perelman School of Medicine Pennsylvania) らの発癌研究の領域で世界的にご高名な先生たちを招聘し、貴重な講演を賜うことができました。いずれも、発癌の分子機構に深く迫るご発表ばかりで、参加した会員にとっても新しい研究のヒントとなる意義深いものであったと思います。

国内からは福井宣規先生(九州大学生体防御医学研究所、免疫遺伝学分野)に細胞移動のメカニズムからみた癌転移に関しまして最新の知見を、吉田 優先生(神戸大学 大学院医学研究科医学部病因病態解析学分野)からは発癌とも関連の深いメタボローム解析に関する最先端の研究成果を拝聴いたしました。

また、今回厚生労働省の班会議に習って開始した理事長直轄プロジェクトのメンバーの先生方に「Sphere Biology」



Curtis C. Harris先生と

の貴重な講演をいただき、会員の先生方にも大きな刺激となったと思います。プロジェクトメンバーはいずれも新進気鋭の先生方で、本学会の次代を担っていただければと更なる研究の発展を期待しております。

演題数も理事長直轄プロジェクト研究に基づいた7演題をはじめ、シンポジウム34、企画関連口講55、ポスター発表106と200題を超える未来に繋がる質の高い多くの演題のご発表をいただきました。また、382名という多数の皆様のご参加をいただきましたことに心より感謝をいたします。

このように名誉理事長、名誉会員、特別会員、学会理事を始めとした役員の方、評議員、会員の皆様に多大なるそして温かいご協力を賜り、盛況のうちに無事に会を運営させていただきましたことに、心より御礼申し上げます。また、本学会の理事長として、今後共どうぞ日本消化器癌発生学会に今一層の御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

第25回日本消化器癌発生学会総会、
第8回国際消化器癌発生学会 会長
前原喜彦



会長講演



第25回日本消化器癌発生学会運営メンバー

平成26年度日本消化器癌発生学会理事会議事録

日時：平成26年11月12日（水） 16：10～17：15

会場：ホテル日航福岡・4階「オーキッドルーム」

出席者（敬称略）

理事：伊東文生、牛島俊和、太田哲生、落合淳志、
掛地吉弘、北川雄光、高後 裕、今野弘之、
汐田剛史、篠村恭久、島田光生、瀬戸泰之、
竹之下誠一、夏越祥次、馬場秀夫、平川弘聖、
源 利成、三森功士、安井 弥

監事：平田公一

事務局幹事：愛甲 丞、調 憲、野村幸世

事務局：松田國博、齋藤英司

委任状（敬称略）

理事：前原喜彦、岡 正朗、桑野博行、宮崎耕治、
森 正樹

監事：井藤 久雄

前原理事長が欠席のため、島田理事が議長となり開会の挨拶を述べ、前回議事録を承認したのち、議事録署名人として馬場秀夫理事、吉田和弘理事を指名し、議事が進められた。

第1号議案 庶務報告

調事務局幹事より、会員の動向が次の通り報告された。

平成25年9月から平成26年10月までに入会68名、退会36名の増減があり、平成26年10月21日現在の会員数は893名である。

第2号議案 役員選考委員会報告

馬場秀夫委員長より以下の報告があった。

①役員について

- ・定年により理事、監事を退任される先生方について、宮崎耕治理事、井藤久雄監事、平田公一監事を名誉会員に推挙し、引き続き本学会を支援していただくことが提案され、全会一致で承認された。
- ・定年により評議員を退任される川口実評議員、熊谷一秀評議員、田久保海誉評議員、田淵崇文評議員、藤盛孝博評議員について特別会員に推挙し、引き続き本学会を支援していただくことが提案され、全会一致で承認された。
- ・平成28年の第27回総会会長に鹿児島大学の夏越祥次理事が推薦され、全会一致で承認された。

②理事選考について

- ・平成21年度第3回理事会での「運用上理事定員を若干上回ることも許容される」との議決に基づき、小寺泰弘評議員（名古屋大学）、松原久裕評議員（千葉大学）、横崎宏（神戸大学）が理事として推薦され、承認された。

また、竹之下誠一理事、平川弘聖理事が監事として推薦され、承認された。

③副理事長の選出について

- ・一般社団法人化に伴い副理事長ポストが新設されることが説明され、副理事長については桑野博行理事を推薦することが全会一致で承認された。

④評議員選考について

- ・新評議員として以下の9名が推薦されていることが報告され、全会一致で承認された。

池本 哲也 先生（徳島大学消化器・移植外科）
久保田英嗣 先生（名古屋大学消化器代謝内科学）
仙谷 和弘 先生（広島大学分子病理学）
副島 雄二 先生（松山赤十字病院外科）
東島 潤 先生（徳島大学消化器・移植外科）
福井 宣規 先生（九州大学生体防御医学研究所）
武藤 倫弘 先生（国立がん研究センター研究所）
山下 裕玄 先生（東京大学消化管外科）
吉川 幸造 先生（徳島大学消化器・移植外科）

以上について審議を経て承認し、評議員会、総会に諮ることとなった。

第3号議案 国際委員会報告

安井弥委員長より以下の報告があった。

- ・今回第8回については、本学会の第25回総会と完全な合同学会として前原理事長が会長として開催される予定である。
- ・今後の国際学会の開催は、海外では難しい事情があるようなので、2～3年に一度程度の頻度でその時々の方の裁量で、国内学会と合同開催とする方向で検討を続けることとなった。
- ・評議員から徴収している年間1,000円の会費については、国際学会開催の際の海外講演者の招聘旅費の一部として使用するようにはどうかとの意見があった。

以上について審議を経て承認し、評議員会、総会で報告することとなった。

第4号議案 研究推進委員会報告

三森功士委員長より、今年度の理事長直轄プロジェクトのテーマとして、「超早期診断」が挙がっており、引き続き委員の先生方、前原理事長とも相談のうえ、テーマを決定する予定であることが報告された。

以上について審議を経て承認し、評議員会、総会に諮ることとなった。

第5号議案 学会賞選考委員会報告

欠席の桑野博行委員長の代理として掛地委員より以下の報告があった。

- ・大原賞、田原賞については、大原賞受賞者を三森功士先生（九州大学病院別府病院外科）、田原賞受賞者を向所賢一先生（滋賀医科大学分子診断病理）に決定し、委員会、理事会の持ち回り審議で承認を得ている。
- ・研究奨励賞については、事前に持ち回りで行った採点の結果、応募のあった以下の8名全員を受賞者とし、委員会、理事会の持ち回り審議で承認を得ている。

◇五十嵐央祥 先生

（札幌医科大学消化器・免疫・リウマチ内科学講座）

◇大原 利章 先生

（岡山大学大学院医歯薬総合研究科消化器外科）

◇神田 光郎 先生（名古屋大学消化器外科学）

◇財津 瑛子 先生

（九州大学大学院消化器・総合外科）

◇澤山 浩 先生（熊本大学大学院消化器外科学）

◇田尻 裕匡 先生

（九州大学大学院消化器・総合外科）

◇林 洋光 先生（熊本大学大学院消化器外科学）

◇渡辺 亮 先生

（群馬大学病態総合外科学（第一外科））

賞金額については合計100万円を予算としているが、1件当たり15万円として、合計120万円を授与することが承認されている。

以上について審議を経て承認し、評議員会、総会に諮ることとなった。

第6号議案 倫理問題検討委員会報告

吉田和弘委員長より以下の報告があった。

- ・学会役員及び各委員会委員長、倫理問題検討委員は平成25年1月1日から12月31日までの期間の利益相反自己申告書の提出が義務付けられ、全対象者から提出されていることが確認された。
- ・一般社団法人化後は、倫理問題検討委員会と利益相反委員会とを分けることなども検討するほうがよいのではないかとの意見があった。
- ・一昨年の総会から、演題登録の際のCOI申告、スライド・ポスターでのCOI表示が義務付けられており、COI表示状況について学会事務局、総会事務局にて確認・調査するよう依頼した。

以上について審議を経て承認し、評議員会、総会で報告することとなった。

第7号議案 財務委員会報告

島田光生委員長より以下の報告があった。

- ・平成25年度の決算について

- ・会費収入やバナー広告収入など予算を上回る収入があった。
- ・研究推進委員会経費が予算を上回ったが、その他の縮減により、ほぼ予算通りの支出となった。
- ・それらの結果、繰越金の増加があった。
- ・これらについて、平田公一監事、井藤久雄監事より適正に執行されていることを確認したとの監査報告書が提出されている。
- ・平成26年度の予算案について

平成25年度決算に基づいて、収入についてはほぼ同額を見込んでおり、また、支出についても消費増税分などの増額があるものの、財政的には安定している

・学会の一般社団法人化が検討されており、任意団体としての予算組ではあるが、一般社団法人化された場合でも、遺漏なく会計の移行手続きを進めていく予定である。

・未納者リストについて、会費の支払いについて各理事の協力をお願いしたい。

決算案については、平田監事からも適正に執行されていることを確認した旨の発言があり、これらについて慎重な審議を経て承認し、評議員会、総会で報告することとなった。

第8号議案 在り方委員会報告

夏越祥次委員長より以下の報告があった。

- ・会員数増加、評議員の増加により、学会が活性化してきているが、会員数1,000人を目標に各評議員が会員獲得に努めるよう活動を続けたい。
- ・理事長直轄プロジェクトは順調に進んでいる。
- ・若手の活動を促すため、30歳未満の会費を5,000円に引き下げる手はどうかとの意見があった。
- ・会員の7割を外科が占めている現状があるので、症例報告なども推進してはどうか。
- ・学会発表スライド、ポスターの英語化を進め、より国際化を図っていくことが確認された。
- ・基礎系の会員が減少傾向にあるので、基礎系の理事、評議員に勧誘を呼びかけるよう依頼していくことが確認された。

以上について審議を経て承認し、評議員会、総会で報告することとなった。

第9号議案 会則委員会報告

一般社団法人の定款案について、事務局から提出された一般社団法人の定款案について以下の修正を行うことが汐田理事より説明された。

- ・第17条の代議員の定数について、評議員を増やするという学会の方針があるので、「100名以上200名以内」を「100名以上250名以内」とする。

- ・第29条の理事の定数について、現在の理事が25名となっているので、余裕を持たせるため「15名以上25名以内」を「15名以上30名以内」とする。
- ・第14条、第15条の退会、死亡、除名などの表記が重複している部分があるので、重複部分を整理する。
- ・細則の第7条「代議員の資格喪失」第10条「理事の資格喪失は」ほぼ同様の内容なのに表記にブレがあるので、適宜修正する。

以上の修正を受け、本定款案について審議したところ、次の意見があった。

- ・現状の正会員の権利義務にかかわる、重要な問題が含まれる定款案なので、現在の会則に基づき、総会にてしっかり議決を行うべきである。

この意見を踏まえ慎重に審議した結果、本定款案については引き続き行われる評議員会で承認を受け設立準備を進めながら、長期滞納会員の問題などを適切に処理したうえで、来年の総会にて正式に承認を得ることが、全会一致で承認された。

第10号議案 第24回学会総会（2013年）報告

第24回日本消化器癌発生学会総会は、平成25年9月5日から6日に石川県金沢市の石川県立音楽堂で開催さ

れ、盛況であった旨、源理事より報告された。

第11号議案 第25回学会総会（2014年）報告

第25回日本消化器癌発生学会総会については、前原理事長・会長欠席につき、役員懇親会などで前原理事長から報告がある旨、島田理事から説明された。

第12号議案 第25回学会総会（2015年）報告

第26回日本消化器癌発生学会総会について汐田理事より挨拶があり、平成27年11月26-27日に、鳥取県米子市の米子コンベンションセンターで開催される予定であることが報告された。

第13号議案 第26回学会総会（2016年）報告

第27回日本消化器癌発生学会総会会長に夏越理事が推薦されたことが報告され、夏越理事より改めて挨拶があり、時期は検討中であるが、鹿児島市で開催される予定であることが報告された。

第14号議案 その他

なし。

以上

役員名簿

2015年8月31日現在

理事長 前原 喜彦

会長 汐田 剛史

理事（25名）

次期会長 夏越 祥次

伊東 文生	牛島 俊和	太田 哲生
岡 正朗	落合 淳志	掛地 吉弘
北川 雄光	桑野 博行	高後 裕
小寺 泰弘	今野 弘之	汐田 剛史
篠村 恭久	島田 光生	瀬戸 泰之
夏越 祥次	馬場 秀夫	前原 喜彦
松原 久裕	源 利成	三森 功士
森 正樹	安井 弥	横崎 宏
吉田 和弘		

監事（2名）

竹之下誠一 平川 弘聖

事務局幹事（3名）

調 憲 野村 幸世 愛甲 丞

名誉会員・特別会員名簿

2015年8月31日現在

名誉理事長 (3名)

大原 毅 杉町 圭蔵 上西 紀夫

特別会員 (41名)

朝倉 均 磯野 可一 岩永 剛
 岡島 邦雄 小川 健治 沖永 功太
 笠原 正男 兼松 隆之 川口 実
 木村 健 工藤 進英 熊谷 一秀
 斉藤 利彦 塩崎 均 白水 和雄
 砂川 正勝 炭山 嘉伸 曾我 淳
 高橋 俊雄 竜田 正晴 田中 紀章
 田久保海誉 田淵 崇文 徳永 昭
 西野 輔翼 服部 隆則 比企 能樹
 平山 廉三 廣田 映五 藤田 力也
 藤盛 孝博 船曳 孝彦 松川 正明
 松倉 則夫 三木 一正 武藤徹一郎
 武藤 泰敏 棟方 昭博 安富 正幸
 山川 達郎 渡辺 敦光

名誉会員 (24名)

愛甲 孝 青木 照明 井藤 久雄
 今井 浩三 内田 雄三 江角 浩安
 小川 道雄 小俣 政男 金澤暁太郎
 北島 政樹 小西 文雄 佐治 重豊
 杉村 隆 菅野健太郎 曾和 融生
 立松 正衛 田原 榮一 田尻 孝
 寺野 彰 平田 公一 二川 俊二
 三輪 晃一 宮 耕治 門田 守人

物故者

恩田 昌彦 下山 孝 長町 幸雄
 長與 健夫 磨伊 正義 久保田哲朗
 豊田 実

物故者

小西 陽一 馬場 正三

評議員名簿

2015年8月31日現在

愛甲 丞	相島 慎一	浅尾 高行	油谷 浩幸	池上 徹	池口 正英	池田 哲夫
石神 純也	石河 隆敏	市川 大輔	伊藤 心二	伊東 文生	今西 達也	居村 暁
上野 真一	牛島 俊和	内田 英二	宇都宮 徹	江頭 明典	江上 寛	江見 泰徳
大上 直秀	大賀 丈史	太田 哲生	大辻 英吾	大段 秀樹	大平 雅一	岡 正朗
緒方 杏一	緒方 裕	岡野 慎士	岡山 洋和	沖 英次	奥村 浩	長田 真二
小田 義直	落合 淳志	甲斐 敬太	掛地 吉弘	片岡 洋望	加藤 俊二	加藤 広行
金田 篤志	神山 俊哉	川中 博文	川又 均	北川 雄光	北台 靖彦	楠本 哲也
國安 弘基	久保 正二	久保田英嗣	隈元 謙介	倉本 秋	栗田 信浩	桑野 博行
高後 裕	鴻江 俊治	小寺 泰弘	後藤 満一	今野 弘之	齋藤 元伸	佐伯 浩司
坂本 一博	佐々木欣郎	澤田 鉄二	汐田 剛史	篠村 恭久	島崎 猛夫	島田 信也
島田 光生	嶋田 裕	嶋本 文雄	清水 伸幸	城 卓志	白川 靖博	調 憲
末廣 剛敏	菅井 有	杉原 洋行	杉町 圭史	鈴木 秀樹	鈴木 拓	瀬戸 泰之
仙谷 和弘	副島 雄二	高橋 孝夫	高橋 典彦	高森 啓史	武富 紹信	竹之下誠一
田中 信治	田中 成岳	塚田 一博	塚本 徹哉	辻谷 俊一	寺島 雅典	藤 也寸志
富田 尚裕	内藤 善哉	中島 秀彰	長田 成彦	仲田 文造	中森 正二	中山 淳
夏越 祥次	橋原 啓之	西森 英史	西山 正彦	能正 勝彦	野口 剛	野村 幸世
橋本 悦子	橋本 大輔	秦 史壮	馬場 秀夫	馬場 祥史	檜井 孝夫	檜原 淳
平川 弘聖	福井 宣規	藤井 茂彦	伏田 幸夫	藤村 隆	藤原 俊義	藤原 義之
別府 透	前原 喜彦	前村 公成	松橋 延壽	松原 長秀	松原 久裕	松本 伸行
真船 健一	源 利成	峯 徹哉	三森 功士	宮内 英聡	宮崎 達也	宮下 智治
宮地 和人	向所 賢一	武藤 倫弘	森 正樹	森田 勝	森根 裕二	守山 正胤
八尾 隆史	八代 正和	安井 弥	八十島孝博	谷内田真一	山口 明夫	山口 悟
山口 佳之	山下 公大	山下 裕玄	山下 洋市	山本 博幸	横崎 宏	横堀 武彦
吉住 朋晴	吉田 和弘	吉田 優	吉永 敬士	吉松 和彦	米満 吉和	渡邊 聡明
渡邊 雅之						

第45回胃外科・術後障害研究会のお知らせ

当番世話人：木下 平（愛知県がんセンター 総長）
 会期：平成27年（2015年）11月6日（金）・7日（土）
 会場：ヒルトン名古屋（愛知県名古屋市中区栄1-3-3）
 テーマ：「テクノロジーとヒューマニティの融合」
 ホームページ：
<http://www.congre.co.jp/jsgp45/index.html>

お問い合わせ先：
 株式会社コングレ 中部支社内
 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13
 栄第一生命ビルディング6階
 TEL 052-950-3369 FAX 052-950-3370
 E-mail jsgp45@congre.co.jp

日本消化器癌発生学会ホームページ <http://www.j-sgc.org/index.php> ご案内

日本消化器癌発生学会ホームページでは、大原賞・田原賞、研究奨励賞のご案内など、学会情報を随時アップデートしています。

また、学会新規評議員の立候補受付もホームページにて随時承っております。詳しくは下記URLをご参照ください。

〔新評議員募集要項〕http://www.j-sgc.org/index.php?page=annai_hyogibosyu

登録情報の変更などもホームページ上からお手続きいただけます。

日本消化器癌発生学会ホームページを是非ご活用ください。

また、ホームページへの情報掲載のご依頼、ご要望等ございましたら学会事務局までお寄せ下さい。何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人化について

会員の皆様へ

現在日本消化器癌発生学会では近い将来の一般社団法人化を目指して、検討を続けております。昨年の評議員会では定款案が承認されました。会員の皆様からも一般社団法人化について広くご意見を賜りたいと思いますので、定款案を是非ご一読のうえ、ご意見、ご質問などございましたら、事務局までお寄せください。何卒よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人日本消化器癌発生学会定款案

平成26年11月14日制定

第一章 総則

第1条 名称

当法人は、一般社団法人日本消化器癌発生学会（英文名：The Japanese Society for Gastroenterological Carcinogenesis、以下「当法人」と略記）と称する。

第2条 目的

当法人は、消化器癌の発生及び進展に関する研究を行い、消化器癌の診断、治療及び予防の向上、発展を図り、学術及び科学技術の振興、公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 学術集会、講演会等の開催
- 2 機関誌及び図書等の発行
- 3 内外の関係学術団体との連携及び提携
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3条 主たる事務所の所在地

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第4条 公告方法

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第5条 基金の募集

当法人の基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第6条 基金の拠出者の権利に関する事項

拠出された基金は、基金拠出者と合意した日まで返還しない。

第7条 基金返還の手続

基金の拠出者への返還は定時社員総会の決議によって行う。

第8条 機関

当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第二章 会員

第9条 会員の種別

当法人の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者
- 2 名誉会員 理事若しくは監事を務めた者並びに当法人に特別に功労があった者の中から、理事長が理事会・社員総会の議を経て推薦した者
- 3 特別会員 代議員を務めた者並びに当法人に功労があったものの中から、理事長が理事会・社員総会の議を経て推薦した者
- 4 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の発展に協力を希望する個人、法人あるいは団体とし、理事会の承認を経た者

第10条 入会

当法人の会員となるには、当該年度の年会費を添えて当法人所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第11条 会費

当法人の会費（年会費・その他会費）の額は別に定める。

- 2) 名誉会員及び特別会員は、年会費を納めることを要しない。
- 3) 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第12条 会員の権利

会員は次の権利を有する。

- 1 当法人の刊行する機関誌及び図書の優先的配布を受けること
- 2 学術集会、その他当法人の行う事業に参加すること
- 3 その他本定款及び細則に定める事項
- 2) 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - 1 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
 - 2 同32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
 - 3 同50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - 4 同52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - 5 同57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - 6 同129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
 - 7 同229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
 - 8 同246条第3項、同250条第3項及び同256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

第13条 会員の義務

会員は次の義務を負う。

- 1 会費を納入すること
- 2 社員総会の議決を尊重すること

第14条 会員資格の喪失

会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき
- 2 後見開始の審判、保佐開始の審判または破産手続き開始決定を受けたとき
- 3 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき

第15条 退会

会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。
- 2 総社員の同意
- 3 除名

- 2) 会員の除名は、正当な事由があるとき及び次の各号の一つに該当するときは、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

- 1 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為があったとき
- 2 当法人の会員としての義務に違反したとき
- 3 会費を2年以上滞納したとき

第三章 社員

第16条 社員の資格

当法人は、代議員をもって法人法に規定する社員とする。

第17条 代議員の定数

代議員は100名以上250名以内とする。

第18条 代議員の選出及び代議員会

代議員は、原則として満3年以上継続した正会員の中から募った候補について、役員選考委員会で分野別などの考慮を加えて審査、選出し、理事会の決議を経て、社員総会（代議員会。以下同様）の承認を受け選出する。

- 2) 代議員会は、法人法に規定する社員総会決議事項のほか、次の事項を審議し、議決する。

- 1 理事会で社員総会案件として議決された事項
- 2 この定款に抵触しない範囲内において、社員総会で決定された事項
- 3 その他、当法人の運営に関する重要事項

第19条 代議員の任期

代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選出終了の時までとし、再任を妨げない。

- 2) 代議員で満65歳を過ぎた者は任期終了後、その資格を失う。
- 3) 代議員が社員総会取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（同268条）、責任追及の訴え（同278条）及び役員解任の訴え（同284条）を提起している場合（同278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、第5項の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決は有しないものとする。
- 4) 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5) 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

第20条 代議員の資格喪失

代議員である正会員が、正会員の資格を失ったときは、代議員の資格も失うものとする。

第21条 会員・代議員名簿

当法人は、会員又は社員の氏名及び住所を記載した会員・代議員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。この代議員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2) 当法人の会員及び代議員に対する通知又は催告は、会員・代議員名簿に記載した住所又は会員・代議員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第四章 社員総会（代議員会）

第22条 招集

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2) 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- 3) 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

第23条 招集手続の省略

社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第24条 議長

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。総社員の議決権の五分の一以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができ、その請求があった日から20日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

第25条 決議の方法

社員総会の決議は、代議員の議決権の過半数（委任状による出席を含む。）を有する社員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 正会員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

第26条 社員総会の決議の省略

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第27条 議決権の代理行使

社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第28条 社員総会議事録

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び社員総会において選任された2名の議事録署名人が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第五章 理事、監事及び代表理事

第29条 理事の員数

当法人の理事の員数は、15名以上30名以内とする。

第30条 理事の資格

当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

第31条 監事の員数

当法人の監事の員数は、2名以上4名以内とする。

第32条 理事及び監事の選任の方法

当法人の理事及び監事の選任は、役員選考委員会及び理事会の推薦、審議を経て、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第33条 代表理事

当法人に理事長1人、副理事長1人を置く。

- 2) 理事長は、理事会において理事の過半数をもって選定する。
- 3) 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- 4) 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- 5) 副理事長は理事の中から理事長が推薦し委嘱する。理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 6) 理事長及び副理事長の再任は妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

第34条 理事及び監事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げ

ない。

- 3) 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4) 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第35条 報酬等

理事及び監事は無報酬とする。

第六章 理事会

第36条 招集

理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2) 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

第37条 招集手続の省略

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第38条 議長

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

第39条 理事会の決議

理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第40条 理事会の決議の省略

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第41条 職務の執行状況の報告

理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

第42条 理事会議事録

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第七章 他の機関

第43条 幹事及び職員・委員会

当法人は事務処理のため、委員会を設置し、また事務局幹事若干名及び書記等の職員を若干名置くことができる。

- 2) 事務局幹事及び委員会委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3) 職員は有給とし、理事会の議を経て、理事長が任免できる。
- 4) 委員会の設置は別に定めるものとする。
- 5) 職員の職務規定は理事会で定める。
- 6) 事務局は幹事が中心となり運営する。事務処理の円滑化のための事務職員業務については当分の間、株式会社クバプロへ委託する。

第44条 会長・次期会長の選出

会長は当該年度学術集会を開催する。

2) 会長・次期会長・次々期会長は、役員等選考委員会で審査を経て推薦され、理事会、社員総会の議を経て決定する。

第八章 財産及び会計

第45条 会計原則

当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

第46条 財産の構成

当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

当法人の設立後最初に選出される代議員は、第18条の規定にかかわらず、当法人設立時に任意団体日本消化器癌発生学会の評議員であった者をもってそれに当てる。

第66条 役員歴の継承

当法人設立以前の任意団体日本消化器癌発生学会における役員歴は、当法人における役員歴とみなす。

第67条 権利・義務の承継

任意団体日本消化器癌発生学会に属する権利及び義務の一切は、当法人が承継する。

第68条 定款に定めのない事項

この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第69条 細則

本定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

一般社団法人日本消化器癌発生学会定款施行細則

平成26年11月14日制定

第一章 総則

第1条 日本消化器癌発生学会の運営に際して定款に定められるもののほかは、この細則による。

第二章 会員

第2条 名誉会員並びに特別会員について

- ・名誉会員及び特別会員は、社員総会に出席することが出来る。
- ・理事長としてとくに功勞のあった名誉会員に、名誉理事長の称号を付与することが出来る。
- ・名誉理事長は、理事会の議を経て社員総会で推挙する。

第3条 休会

- ・本会の会員は、海外留学、出産・育児、療養またはその他の理由で本会の会員としての義務を遂行できない場合には、休会を申請することができる。
- ・休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての資格及び権利は享受できないものとする。
- ・休会を申請する会員は、所定の書式に従い必要事項を記載して速やかに学会事務局宛てに届け出なければならない。
- ・休会した会員が復帰する場合は、復帰願いを提出するものとする。
- ・休会期間は、休会の申請を学会事務局が受理した日から、最大で3年までとする。
- ・休会期間が3年を超えたものは退会したものとみなす。但し、正当な理由がある場合には復帰を申請できるものとする。

第三章 代議員の選出

第4条 代議員の選出資格

代議員の選出資格は、原則として以下の各項のいずれをも満たすものとする。

- ・満3年以上引き続き本学会正会員であること。
- ・会費を完納していること。
- ・消化器癌発生に関する学術論文があること。なお一編は外国語論文であることが望ましい(共同著者も可)。

但し、上記の条件を満たさないものでも、学会に多大な貢献がある者、若しくは消化器癌の発癌・進展に関する研究に大きな業績のある者に理事長の推薦により代議員の選出資格を与えることができるものとする。

第5条 代議員候補者

- ・代議員候補者は別に定める申請書類を本会事務局に提出する。
- ・代議員候補者とは、上記の条件を満たす者で、かつ本会代議員2名の推薦のあるものとする。

第6条 代議員の選出

代議員の選出とその審査は、通常総会時の年1回とし、申請書類の提出期限はその2か月前までとする。

第7条 代議員の資格喪失

代議員は以下のいずれかに該当する場合には選考委員会の起草、理事会の議・代議員会の承認を経てその資格を喪失する。

- ・代議員会に、特別の理由なく連続2回以上欠席した場合
- ・細則第4条の資格基準を長期にわたって満足しない場合
- ・本学会会員としての資格を喪失した場合
- ・本人から辞退の申出があった場合
- ・本学会の名誉を損う行為があった場合

第四章 理事の選出

第8条 理事の選出資格

理事の選出資格は、原則として以下の各項のいずれをも満たすものとする。

- ・本学会へ多大な貢献があったもの。
 - ・満5年以上引き続き本学会代議員であること。
- 但し、上記の条件を満たさないものでも、学会に多大な貢献がある者、若しくは消化器癌の発癌・進展に関する研究に大きな業績のある者に理事長の推薦により理事の選出資格を与えることができるものとする。

第9条 理事候補者

理事候補者は別に定める申請書類を通常総会の2か月前までに本会事務局に提出する。

第10条 理事の資格喪失

理事が以下のいずれかに該当する場合には選考委員会の起草、理事会・代議員会総会の議を経てその資格を喪失する。

- ・理事会に、特別の理由なく連続2回以上欠席した場合
- ・細則第4条の代議員資格基準を長期にわたって満足しない場合
- ・本学会会員並びに代議員の資格を喪失した場合
- ・本人から辞退の申出があった場合
- ・本学会の名誉を損う行為があった場合

第五章 会長・次期会長・委員会

第11条 会長の補充

会長が職務不能の場合、理事会で代行となる会長候補を選出し、理事会が委嘱する。

第12条 委員会

委員会として当面「財務委員会」「学会賞選考委員会」「役員選考委員会」「国際委員会」「定款委員会」「在り方委員会」「倫理問題検討委員会」「研究推進委員会」を設置する。

第六章 学会賞

第13条 学会賞

本学会は優秀な研究に対し以下の学会賞を授与する。

- ・学会賞には大原毅賞(大原賞)、田原榮一賞(田原賞)並びに研究奨励賞がある。
- ・大原賞は臨床医学分野の施設において、田原賞は基礎医学分野の施設において優れた業績を挙げた研究者の功績を讃える。研究奨励賞は消化器癌の発癌、進展に関する基礎研究を開始する40歳未満の研究者に対し、その研究開始を支援することを目的とする。
- ・いずれの賞も賞状並びに副賞よりなる。大原賞、田原賞の副賞は大原毅先生、田原榮一先生より寄贈される賞金をもってこれに充てる。
- ・いずれの賞も学術集会時に受賞式を行う。大原賞、田原賞受賞者は学術集会において受賞講演を行う。研究奨励賞受賞者は受賞研究の内容を翌年の学術集会において発表する。

第14条 学会賞の選考

学会賞は別に定める規定に従い、学会賞選考委員会において選考される。

第七章 補足

第15条 年会費

- ・正会員の年会費は、正会員の年齢が満30歳未満では7,000円、満30歳以上では10,000円とする。
- ・代議員の年会費は15,000円とする。
- ・賛助会員の年会費は100,000円とする。

第16条 国際消化器癌発生学会 (The International Society of Gastroenterological Carcinogenesis) について

- ・代議員は国際消化器癌発生学会に自動的に入会するものとする。
- ・国際消化器癌発生学会の年会費は、本学会が代行で徴収し、その金額は1,000円とする。

第17条 この細則は、理事会の議を経て変更することができる。

一般社団法人日本消化器癌発生学会 学会賞に関する規程

平成26年11月14日制定

第1条 総則

日本消化器癌発生学会の学会賞については、定款並びに細則定められるもののほかは、この規程による。

第2条 大原賞、田原賞に関する規程

- ・日本消化器癌発生学会は本学会の設立に功績のあった大原毅博士、田原榮一博士を記念して、大原毅賞（大原賞）、田原榮一賞（田原賞）を設け、優れたがん研究者に授与してその功績を表彰し、もって消化器癌発生研究の一層の振興をはかる。
- ・大原賞は臨床医学分野の施設において、田原賞は基礎医学分野の施設において優れた業績を挙げた研究者の功績を讃える。

- ・受賞者は1年に各1名を原則とする。

- ・授賞候補者は、該当年の1月1日付で50歳未満の日本消化器癌発生学会会員とし、本学会評議員の推薦のもと公募し、学会賞選考委員会にて選考する。

- ・大原賞、田原賞応募者は学会ホームページに公開される要項に従い、応募書類を本会事務局に提出する。

第3条 研究奨励賞に関する規程

- ・助成対象課題は発がん、がんの進展に関する基礎研究とする。
- ・助成対象者は前項に掲げた研究を開始する、該当年の1月1日付で40歳未満の研究者で日本消化器癌発生学会の会員とし、学会賞選考委員会にて選考する。
- ・推薦者は日本消化器癌発生学会の評議員とし、推薦件数は研究機関内選考等により1推薦者に原則として1件とする。
- ・受賞者は1年に5名程度とし、受賞者には助成金として1件20万円程度を授与する。
- ・研究助成金の交付対象となる経費は、研究に要する物品の購入費用及びその研究の推進に必要な費用とする。
- ・研究奨励賞応募者は学会ホームページに公開される要項に従い、応募書類を本会事務局に提出する。

第4条 本規程の改正

本規程は理事会の議を経て改正することができる。

編集後記

新しい専門医制度の導入が目前に迫っています。「質の良い専門医の育成の為に研修プログラムの策定」、「患者さんに理解されその受診行動に役立つ専門医制度設計」を旗印にわが国の専門医制度の大幅な再編成が行われると理解しています。このことは一部の学会の専門医制度の乱立を見れば、たいへん重要な試みであると思います。

私が専門医を取得する目的は、私が専門医を持たなければ、所属施設が研修病院として認定されない可能性があり、私のもとで研鑽をつむ後輩の専門医取得に差し障りとならないようにという一点です。専門医をもっていることで助かったとか、良かったという覚えはありません。

最近、気になるのは専門医取得をゴールに設定している若い医師が結構いるのではないかと思います。今年の外科学会定期学術集会の特別企画で専門医制度について若手外科医の意見を聞く企画がありましたが、複数の若手外科医の意見を集約すると、「専門医取得はもっとハードルを上げて欲しい。」「学位は取得するつもりはない」でした。臨床医としてのひとつの目標を専門医取得にしたいということでしょうか。このような流れから研究経験のない臨床医が増えることを懸念しています。

癌の外科に携わっていると誰しも経験することと思いますが、いい手術をしたと思っても無情に再発をして患者を亡くしてしまう。ブレイク・スルーを求めて考え続けることが臨床医にとっては重要だと思いますし、次代の外科医は臨床のメスに加えて基礎研究にも精通し、総合力で患者さんを治す気構えと実力を持って欲しいと思います。

本学会は専門医制度のない学会です。基礎、臨床の隔てのない高いレベルのディスカッションが売りです。本物を求めて領域を超えて語り合える学会で有り続けて欲しい、そう願うこの頃です。

幹事 調 憲 (九州大学 消化器・総合外科)

発行 日本消化器癌発生学会事務局

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-15

UEDAビル6F

株式会社クバプロ内

TEL : 03-3238-1689 FAX : 03-3238-1837

発行者 日本消化器癌発生学会

編集 総務委員会

印刷 福々印刷株式会社